

新行財政改革推進大綱の策定に係る審議の進め方

- (1) 会長から、改革の方向について説明依頼。
- (2) 所管課より、資料 2-5 (9/3 審議会資料) と主な資料を用いて、5 分程度で、実績・課題・今後の取組を説明。(特に課題・今後)
- (3) 的場委員から、意見交換に係る審議の P O I N T 提起
- (4) 審議会委員による意見交換

※ 基本的には、委員相互による意見交換とする会議形式だが、質疑応答には関係所管局が適宜、対応する。

基本方針「行政運営」

